

## ○新潟大学医歯学総合病院の名義使用に関する要項

(令和4年10月18日医歯学総合病院長裁定)

### 第1 趣旨

この要項は、新潟大学医歯学総合病院(以下「病院」という。)の名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業 病院又は団体等が主催する会議、研究会、シンポジウム、キャンペーンその他の催事をいう。
- (2) 共催 病院と団体等が共同して主体的に事業を開催することをいう。
- (3) 協力 団体等が主催する事業について、病院がその趣旨に賛同し、協力することをいう。
- (4) 後援 団体等が主催する事業について、病院がその趣旨に賛同し、第3の各号に掲げる名義の使用を認めることをもって支援することをいう。

### 第3 使用名義

使用を承諾する名義は、次に掲げるものとする。

- (1) 新潟大学医歯学総合病院
- (2) Niigata University Medical & Dental Hospital (大文字表記を含む。)

### 第4 承諾基準

- 1 名義の使用は、当該事業の主催者が次の各号のいずれかに該当する場合において承諾するものとする。
  - (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体
  - (2) 教育研究機関
  - (3) 学術団体
  - (4) 公益法人又はこれに準ずる団体(宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。)
  - (5) 報道機関
  - (6) その他病院長が適当であると認める団体又は個人
- 2 名義の使用は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、承諾することができるものとする。ただし、共催名義を使用する場合は第4号を除くことができるものとする。
  - (1) 当該事業の目的が明らかに医療等の向上普及に寄与すると認められるものであること。
  - (2) 入場料、参加料等を徴収するものにあつては、その額が適正であると認められるものであること。

(3) 宗教活動、政治活動又は営利活動の一環として行われるものでないこと。

(4) 参加者等に生じた損害について、病院が賠償責任を負うものでないこと。

## 第5 経費負担

1 共催名義を使用する事業の実施に際し、経費の負担が生じる場合については、病院と主催者との経費の負担区分を明確に定めるものとする。

2 協力名義及び後援名義を使用する事業の実施に当たっては、病院長が特に必要と認める場合を除き、病院は当該事業に係る経費は負担しないものとする。

## 第6 申請

病院の名義の使用を希望する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を病院長に提出しなければならない。

(1) 主催者の存在及び基礎に関する事項

(2) 役員その他事業関係者の氏名等に関する事項

(3) 事業の目的、計画その他内容に関する事項

(4) 共催、協力又は後援等当該事業に使用する名義の種類

## 第7 通知

1 病院長は、第6に規定する申請書が提出されたときは、第4の各項に規定する承諾基準によって審査し、承諾の可否を申請者に通知するものとする。

2 病院長は、病院の名義の使用を承諾する場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 事業計画に変更が生じた場合は、直ちに病院長へ届け出ること。

(2) 事業の終了後、直ちにその結果について報告書を提出すること。

(3) 当該事業に係る本院の経費負担等に関すること。

## 第8 承諾の取消し

1 病院長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用の承諾を取り消すことができる。

(1) 当該事業が第4の各項に規定する承諾基準に掲げる要件を具備しなくなったと認められるとき。

(2) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(3) その他名義を使用させることが不相当であると認められるとき。

2 前項の規定に基づき承諾を取り消したことにより損害が生じることがあっても、病院はその責を負わない。

## 第9 その他の名義の使用承諾

第2の第2号から第4号までに掲げるもの以外の名義使用の申請があった場合は、第3から第8までの規定を準用する。

## 第10 事務

病院の名義の使用に関する事務は、医歯学総合病院総務課において処理する。

#### 第11 雑則

この要項に定めるもののほか、病院の名義の使用に関し必要な事項は、病院長がその都度定める。

#### 附 則

この要項は、令和4年11月1日から実施する。